

新しいごみ処理施設計画についての説明会

～ 質 疑 応 答 ～

(広川町会場)

Q1. 1市3町でごみ処理施設をつくることには賛成だが、失敗のないようにしてもらいたい。

A1. 環境に配慮した安心安全な施設を造っていきたいと考えていますので、今後ともご理解とご協力をお願いします。

(有田川町会場)

Q2. 有田は東西に長いが、理想的にどこの場所がいいのですか。

A2. 建設用地については、ごみ収集運搬公立や地域特性に配慮し検討を進めていくことが重要であると考えています。

Q3. 煙突の高さはどうなるのですか。

A3. 煙突の高さは、設定される公害防止レベル等によって異なります。

Q4. 発電はできないのですか。

Q4. ごみ処理施設の規模が概ね100トン以上にならないと発電を効率的に行うのは技術的に難しい状況です。地域に適したエネルギーの有効利用の方法を検討してまいります。

Q5. 建設用地になることでメリットはあるのですか。

A5. 用地が決まり次第、地元の活性化につながる周辺整備や熱利用の方法など、その地域の皆様と協議をしながら、より良い施設を建設したいと考えています。

Q6. ごみ処理場から出てくる排ガスが気になります。最新の設備では、有害な物質をどのくらい除去することができるのですか。

A6. 排ガスによる環境への影響は、各種の調査を行ったうえで確認いたします。また排ガスの処理については、国が定めた基準を順守いたします。全国的な例を見ると、その地域でさらに厳しい基準を設け、住民と行政が協力して取り組んでいるところもあります。

(湯浅町会場)

Q7. ごみ処理施設の最先端の国はドイツでダイオキシン対策も取られていると聞いていますが、日本のダイオキシン対策はどういったものですか。

A7. 日本におけるダイオキシン類の削減対策としては、ドイツとは基本的には同様で、排ガスを800℃以上の高温で分解し、急速に冷却することで再合成を防ぎ、そのうえでバグフィルター(ろ過集じん機)を通してばいじんと一緒に除去する方法です。これにより、ダイオキシン類の濃度は規制値を下回っている状況です。

Q8. 情報開示をするというのが情報開示条例を定めないのではないですか。

A8. 現在、公開条例は未制定です。早急に条例を整備するとともに、積極的な情報発信に努めます。

Q9. エネルギー回収施設と言うが、具体的にはどのようなものですか。

A9. 65トン/日の規模では効率的に発電を行うことができないため、直接の熱利用ということで温水供給などを中心に考えていくようになります。

Q10. 新しいリサイクル施設では、プラスチックの処理はどうなるのですか。

A10. プラスチックの処理等のことについては、今後、専門家などの意見を聞きながら決定していきたいと考えています。

Q11. 湯浅町と広川町のごみを処理施設(リユースなぎ)が休止しているのはなぜですか。

A11. (有田衛生施設事務組合から回答)

施設での火災発生の問題があったことと、処理費用が高いためです。また、RDF製品(ごみを固形燃料化したもの)の作成過程における臭いの問題、製品の売却先がないことも要因となって、平成18年5月より休止しています。

Q12. 具体的なメリットを示した方が、建設用地が早く決まるのではないですか。

A12. 新施設の建設に合わせて、住民の皆さんと協議しながら、地域の活性化になるような熱利用を考えていきます。

Q13. ごみ処理施設にはどれくらいの費用が必要なのですか。

A13. 計画では建設費だけで約54億円を要すると考えられます。このほかに、周辺道路の工事費など関連施設の整備に様々な費用が必要となります。

Q14. 今計画しているごみ処理施設では、どれくらいの広さの建設地が必要であると考えているのですか。

A14. 焼却処理施設とリサイクルセンターを合わせて、16,000～17,000㎡を予定しております。

Q15. どれくらいの規模でごみ処理場を運営することが、低コストなのですか。

A15. 一般的に施設が大きければ大きいほど処理にかかる費用は安く済みます。諸外国では何千トンという大規模の施設もありますが、日本の場合は、輸送効率や地域特性を考慮する必要もあります。有田地域については、一つの市町でそれぞれに取り組むよりも、力を合わせて一つの施設を持つことが、より効率的であると考えます。

(有田市会場)

Q16. 候補地（建設用地の候補となる場所）が見つからなかった場合、現施設（環境センターの場所）の場所に建て替えることはありますか。

A16. しっかりと候補地を見つけられるように取り組んでまいります。また、安易に今の場所に建て替えるということはありません。糸我地区、須谷地区、上中島地区、小島地区以外の場所で平成33年度の稼働開始をめざします。

Q17. 新しい候補地は現施設（環境センター）から何キロメートル離すということを考えていますか。

A17. 現施設から何キロ離すということは議論しておりませんが、現施設の区域以外で選定します。

Q18. 施設建設において、国からの補助金はどれくらいあるのですか。

A18. 国からの補助金は、建設する施設の状況によって異なり、建設費の3分の1程度は適用されると考えています。

Q19. 市（町）の負担はどうなるのですか。

A19. 仮に建設費が54億円であったとすると、その3分の1が補助金となり残りは36億円となります。その内、4億円は1市3町で基金を積みます。残りの32億円は地方債でまかない、15年間で償還していく考えです。

Q20. どうして平成33年度に稼働開始なのですか。

A20. 専門家に依頼し、環境センターの調査をいたしました。そして、この調査結果に基づき、修繕費用を含め効率的合理的だと考えられるのが平成33年であると判断いたしました。

Q21. ごみの量は本当に減るのか。

A21. 調査機関への委託調査におけるごみ量予測では、有田地方の人口減少等により、ごみが減ると考えております。

Q22. 計画ではごみの処理量に余力を見込んでいるのですか。

A22. 施設規模は定期補修や突発故障による停止に対する余力を見込んで設定していますが、今後の動向により計画の見直しも考えております。

Q23. 事業を進めていく中で、様々な委員会ができると思いますが、委員の選定にあたって、倫理綱領を定めていますか。なければ、定める予定がありますか。

A23. 用地選定を行う上で、要綱等を作って公開していくことは考えておりませんが、しっかりと説明責任を果たせるように努めてまいります。

※要旨のみを掲載させていただいております。

また、説明会当日、回答ができなかったものについては、追記させていただきます。